

# 津市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱

平成30年3月30日訓第22号

改正 令和2年3月31日訓第24号  
令和5年9月29日訓第51号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が本市の区域内において保育所等の施設整備を促進することにより、児童の福祉の向上を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法人及び学校法人をいう。

2 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第16号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法第6条の3第10項又は第13項に規定する事業を行う施設をいう。

## (名称)

第3条 第1条の補助金は、「民間保育所等施設整備費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

## (補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の目的、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

## (交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助事業に対する国の交付金の交付に関する通知を受領した日から起算して30日を経過する日とする。

## (添付書類)

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書

類とする。

- (1) 保育所等の施設整備に係る計画書
  - (2) 保育所等の施設整備に係る見積書及び設計図書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、保育所等の施設整備が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて、これを行わなければならない。

- (1) 施設整備完了時の写真
  - (2) 施設整備に要した費用の領収書等の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第24号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日訓第51号）

この訓は、決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	交付の目的	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
安心こども基金保育所等基盤整備事業（平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）別紙に定める安心こども基金管理運営要領（以下「安心こども基金管理運営要領」という。）別添1保育所緊急整備事業及び別添8認定こども園整備事業の対象となる事業をいう。）	保育所等の施設整備を促進し、待機児童の解消を図る。	安心こども基金管理運営要領に定める補助事業に係る経費	次に掲げる額の合算額 (1) 三重県の安心こども基金保育基盤整備事業補助金（保育所等整備事業等）交付要領（平成21年4月1日施行）の規定により算出された補助事業に係る県補助金の額 (2) 安心こども基金管理運営要領の規定により算出された補助事業に係る市補助金の額 (3) 交付対象経費から安心こども基金管理運営要領に定める補助基準額に3分の4を乗じて得た額を控除した額に20分の3を乗じて得た額を2で除して得た額	本市の区域内において保育所等の施設整備を実施する社会福祉法人等
保育所等整備事業（就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（児童福祉法第56条の4の3の規定により国において定める要綱をい	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定める補助事業に係る経費	次に掲げる額の合算額 (1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の規定により算出された補助事業に係る国交付金の額 (2) 就学前教育・保育施設整備交付金交		

う。以下同じ。) に定める施設整備の対象となる事業をいう。)			付要綱の規定により算出された補助事業に係る市補助金の額	
子ども・子育て支援整備事業（子ども・子育て支援整備交付金の交付について（平成27年7月13日府子本第202号）別紙に定める子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」という。）に定める施設整備の対象となる事業をいう。）	病児保育事業を行う施設の整備を促進し、病児保育事業の推進を図る。	子ども・子育て支援整備交付金交付要綱に定める補助事業に係る経費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>(1) 三重県病児保育施設整備費交付要領（平成28年12月19日施行）の規定により算出された補助事業に係る県交付金の額</p> <p>(2) 子ども・子育て支援整備交付金交付要綱の規定により算出された補助事業に係る市補助金の額</p>	本市の区域内において病児保育事業を行う施設の整備を実施する社会福祉法人等